

県営下田原北部地区で登記識別情報通知交付式を行いました！

今年4月に下田原北部地区にて、県営ほ場整備事業の最後の手続である**換地処分（土地の登記）**が完了しました。

これに伴い、事業へ参加した土地所有者の方々へ「**登記識別情報通知**」又は「**各筆換地等明細書**」の交付を7月に行いました。

会場の様子

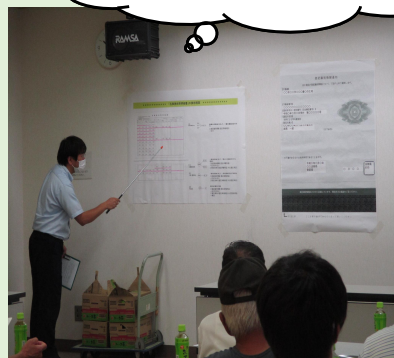
会場の様子



理事長挨拶



担当者による説明



換地処分って何？

ほ場整備によって農地の区画はきれいになりましたが、農地の権利は整備前のままです。そこで、整備前の土地の権利を整備後の土地へ移し直す必要があり、これを「換地処分」と言います。



登記識別情報って何？

今後の手続の際に、登記名義人自ら登記申請していることを確認するために用いられる情報です。(いわゆる土地の権利証です)
数字とアルファベットの組み合わせ
計12文字から構成されます。

